

第3章 環境の現況

第1節 大気環境

大気汚染は、工場・民家などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出されるばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質の総称）、粉じん、一酸化炭素、炭化水素などによって引き起こされ、人間の健康や生活環境などに悪影響を与えます。これらは主に物の燃焼過程において発生するほか、火山の噴火など自然活動によるものもあります。

1 大気環境の監視

環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するために望ましい基準（環境基準）が、二酸化硫黄、二酸化窒素などの物質ごとに定められています。[➡資料 2-1]

本市における大気環境は、鹿児島県の一般環境大気測定局2局と自動車排出ガス測定局1局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。なお、九州電力(株)川内発電所が、大気測定局4局で実施していた大気汚染物質の常時監視・測定は、同発電所が令和4年4月に廃止されたことに伴い終了しました。

図表 3-1 大気測定局と測定項目

			測 定 項 目									そ の 他	
			二 酸 化 硫 黄	二 酸 化 窒 素	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	非 メ タ ン 炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速			
区 分			測 定 局 名	所 在 地									
鹿児島県	一 般 環 境 大気測定局	隈 之 城	隈之城町 217-8		○	○	—	○	○	○	○	—	若松町 1 から令和3 年 3 月隈之城へ移転
		寄 田	寄田町 4-1										
	自動車排出 ガス測定局	薩 摩 川 内	御陵下町 25-8		○	○	○	○	○		○	○	ベンゼン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタンなど
九州電力(株) 川内発電所 大気測定局			久 見 崎	久見崎町 1765-3									令和4年1月停止
			水 引	水引町 132-3									
			西 方	西方町 3341									
			高 城	城上町 9597-1									

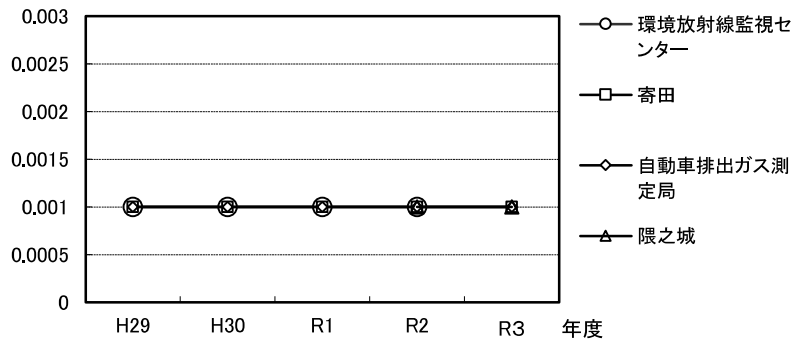
(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に硫黄を含む化石燃料の燃焼によって発生します。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

[➡資料 2-7]

年平均値 (ppm) 図表 3-2 二酸化硫黄濃度の推移



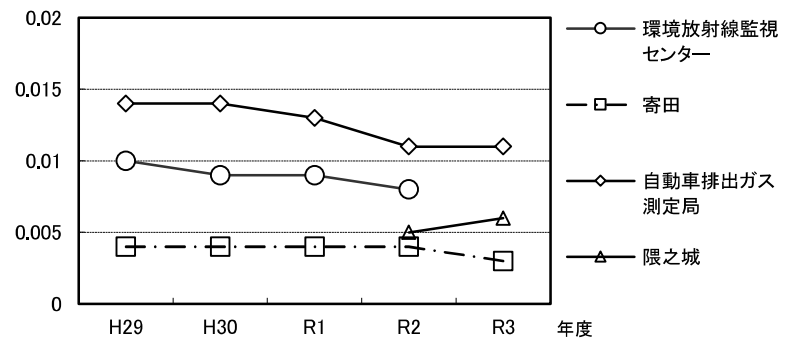
(2) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物は、窒素を含む燃料の燃焼により発生するだけでなく、燃焼の際に空気中の窒素と酸素が反応して発生することもあります。燃焼に伴って発生する窒素酸化物は一酸化窒素が大部分で、これが大気中に放出されると、紫外線などにより酸化され、二酸化窒素になります。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

[➡資料 2-8]

年平均値 (ppm) 図表 3-3 二酸化窒素濃度の推移



(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

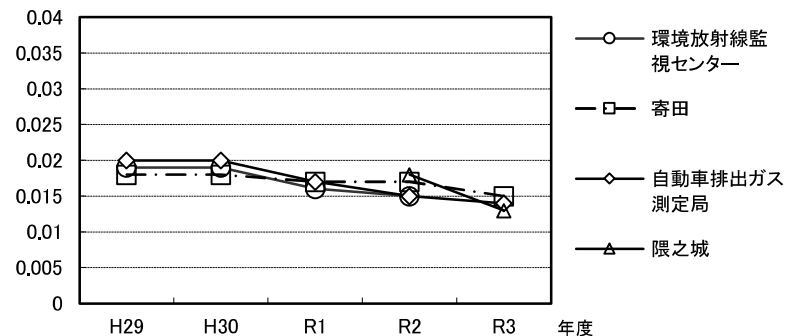
大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち、特に人の呼吸器への影響が懸念される粒径 10 μm*以下の物質をいいます。ばいじん・粉じんなどの人為的なもののほか地表面からの土壌粒子などの自然現象によるものがあります。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

※ 1 μm=100 万分の 1 m

[➡資料 2-9]

年平均値 (mg/m³) 図表 3-4 浮遊粒子状物質濃度の推移



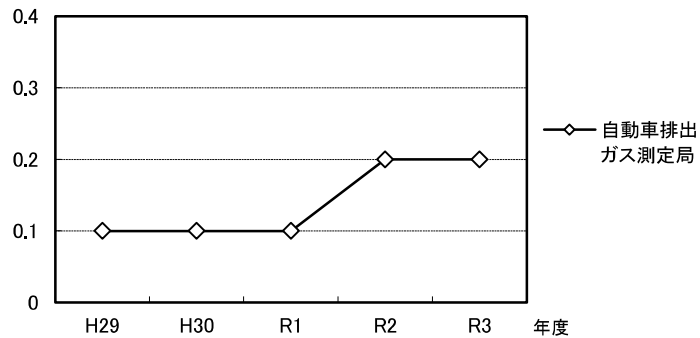
(4) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は不完全燃焼によって発生しますが、大気中のほとんどは自動車の排ガスによるものです。

自動車排ガス測定局での測定結果は、環境基準（長期的評価）を達成しています。

〔資料 2-10〕

年平均值 (ppm) 図表 3-5 一酸化炭素濃度の推移



(5) 光化学オキシダント (O_x)

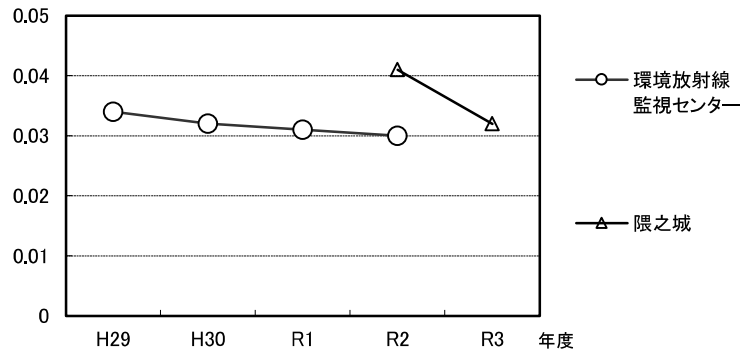
光化学オキシダントは、窒素酸化物と炭化水素等に強力な紫外線が照射されたときに光化学反応により生成され、この濃度が高いと光化学スモッグが発生することがあります。

環境放射線監視センター及び隈之城局での測定結果は、1時間値が 0.06ppm を超過する日があり、環境基準を達成していません。

平成 21 年 5 月 8 日、大気汚染防止法第 23 条第 1 項に基づいて県知事が発令する注意報レベル(0.12ppm)を超える事象が発生し、県が 1974 年に測定を始めて以来、県内で始めて注意報が発令されましたが、その後の注意報の発令はありません。

〔資料 2-11〕

年平均值 (ppm) 図表 3-6 光化学オキシダント濃度の推移



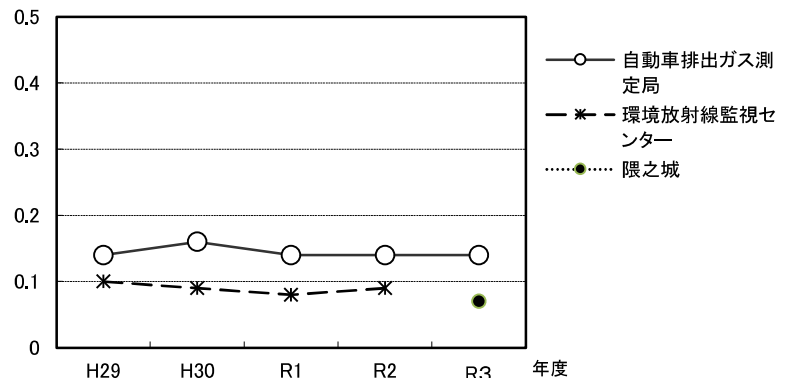
(6) 非メタン炭化水素

炭化水素類は、塗料や有機溶剤を使用する工場、石油類のタンクなどから排出され、また自動車排ガスにも含まれるなど多種多様な発生源から排出されます。非メタン炭化水素は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの生成に大きく関与しているといわれています。

各測定局での測定結果は、指針値を超過している日があります。

〔資料 2-12〕

年平均值 (ppmC) 図表 3-7 非メタン炭化水素濃度の推移

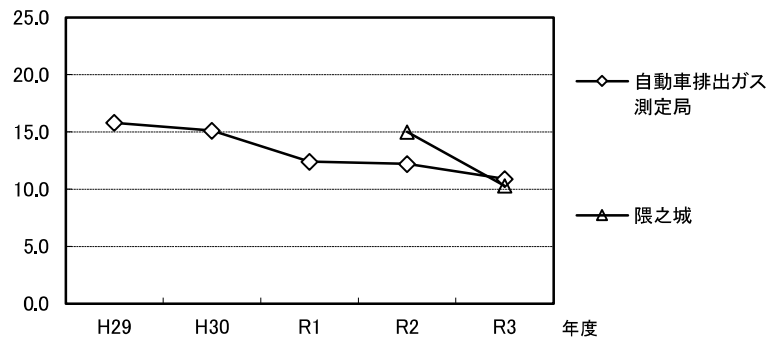


(7) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質の総称で、発生源は浮遊粒子状物質と同様に、ばいじん・粉じんなどの人為的なもののほか地表面からの土壌粒子などの自然現象によるものがあり、非常に小さな粒子のため、肺の奥まで入りやすく呼吸器系疾患への影響や、循環器系への影響も懸念されています。測定局での測定結果は、環境基準（長期的評価）を達成しています。

〔資料 2-13〕

年平均值 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 図表 3-8 微小粒子状物質濃度の推移



(8) 有害大気汚染物質

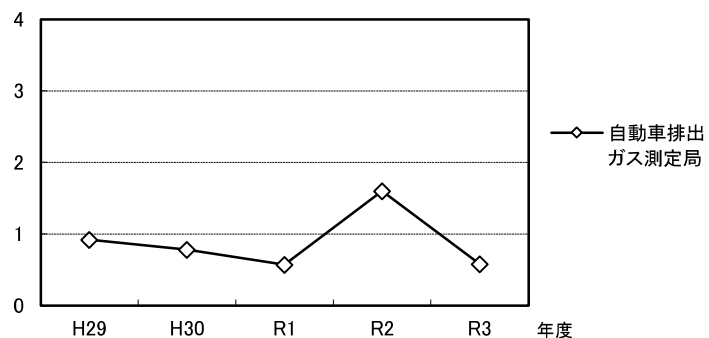
有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期にわたり曝露されると健康に影響を及ぼすといわれています。鹿児島県では、このうち環境リスクが高いと考えられている優先取組物質について監視測定を行っています。

測定局での測定結果は、環境基準を達成しています。

〔資料 2-14〕

※鹿児島県が監視測定している 10 物質中、ベンゼンのみを上記グラフで掲載しています。

年平均值 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 図表 3-9 ベンゼン濃度の推移



(9) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて酸性を示すようになった雨のことで、通常、水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨をさします。

酸性雨による湖沼や森林などの生態系への影響が欧米を中心に国際的な環境問題となっています。

鹿児島県では自動測定機によるモニタリングを実施していますが、令和 3 年度は環境保健センターでの pH の測定値の月平均値は 3.95 ～ 4.96 (年平均值: 4.46) であり、環境省の令和 2 年度酸性雨調査結果 (湿性沈着*モニタリング結果の全国の年平均值 5.01) と比較すると全国平均より低い (酸性を示す) 値となっています。※令和 3 年度の環境省の調査結果は、令和 5 年 1 月 3 1 日時点で公表されていません。

〔資料 2-15〕

※湿性沈着：雨などの空気中の水分により大気汚染物質等が地表に降下する現象

2 発生源対策

大気汚染防止法、鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設、薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置しようとする者は、事前の届出義務があり、また、排出されるばい煙の濃度等について規制されています。〔資料 2-2～2-6、2-16～2-17〕

また、工場・事業場を設置するときは、事業者との事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行っています。

さらに、市内の主要な工場・事業場との間で公害防止協定（環境保全協定）を締結し、特に排出ガス量の多い事業場については、ばい煙の濃度・燃料等についても、測定・報告を義務付けています。

第2節 騒音・振動

騒音は、「好ましくない音」、「不必要な音」の総称で、各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり、その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり、同じ音でもある人には心地よく、また別の人にはそうでないこともあるため、感覚公害といわれます。

振動は、工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類、道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので、騒音と同様に感じ方には個人差があります。

1 環境騒音の監視

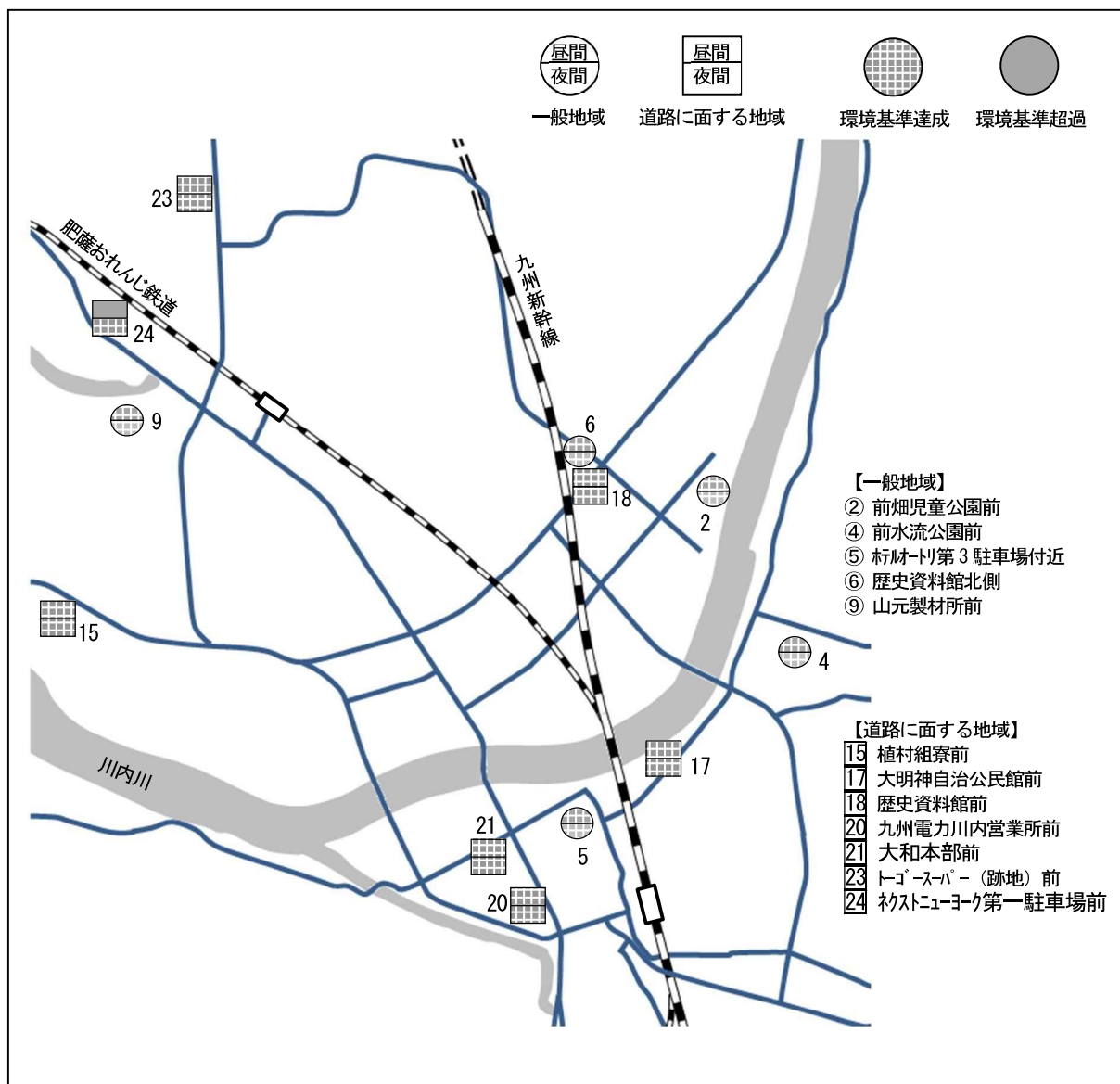
環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するために望ましい基準（環境基準）が、地域類型ごとに定められています。〔資料3-1〕

本市では、川内地域及び入来地域の用途地域で環境基準が設定されています。

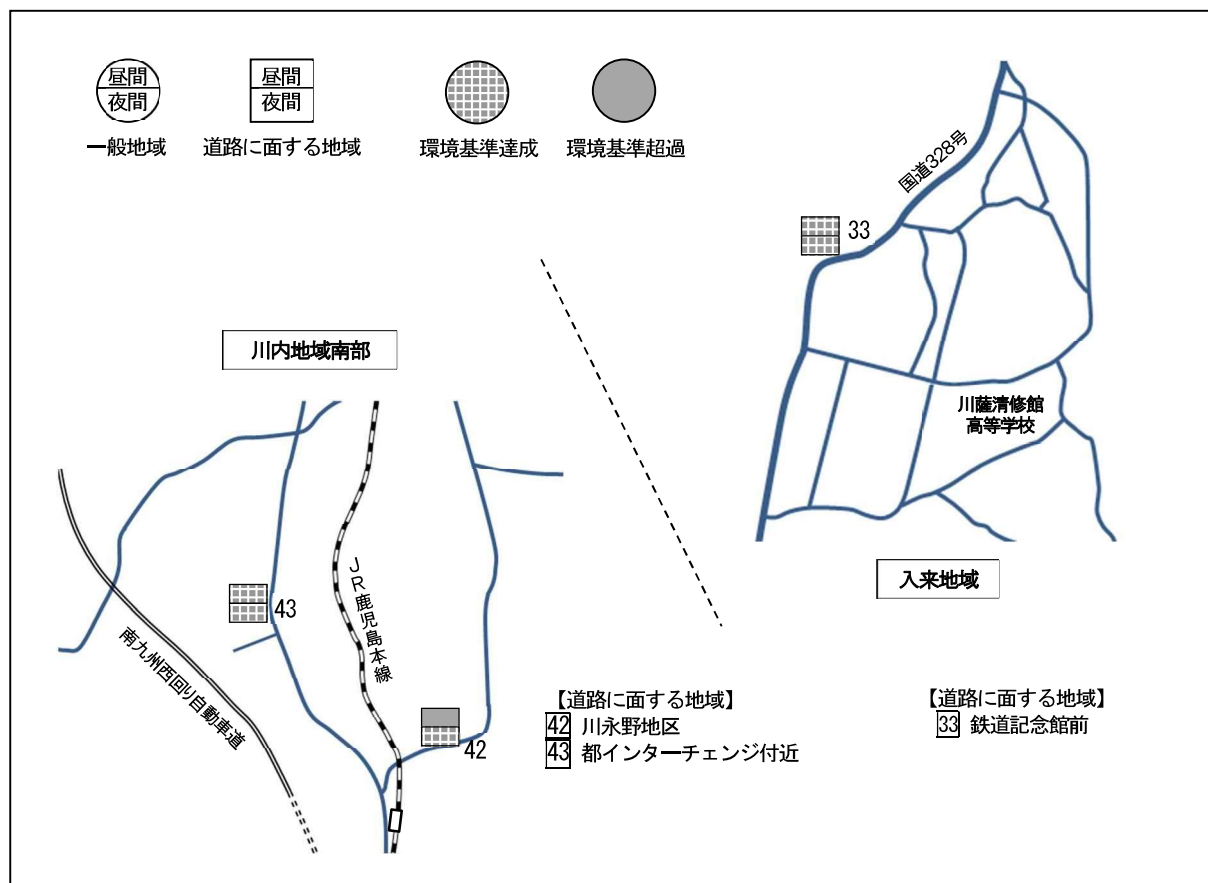
令和3年度は、市内13地点（一般地域5地点、道路に面する地域8地点）で調査を行い、環境基準適合率（昼間・夜間ともに達成）は、一般地域で100%、道路に面する地域（道路端）で88%でした。〔資料3-12、3-13〕

また、南九州西回り自動車道の整備に伴う経年変化を把握するため、道路に面する地域の評価基準を準用して、川内地域南部の2地点で調査を行っています。〔資料3-12、3-13〕

図表 3-10 環境騒音調査の状況（川内地域）



図表 3-1 1 環境騒音調査の状況（川内地域南部、入来地域）



2 自動車騒音の監視

自動車騒音については、騒音規制法により地域や車線等に合わせた限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して、騒音の対策等に関する意見陳述又は要請ができることになっています。〔資料3-5〕

令和3年度に実施した自動車騒音の常時監視結果では、要請限度内でした。〔資料3-14〕

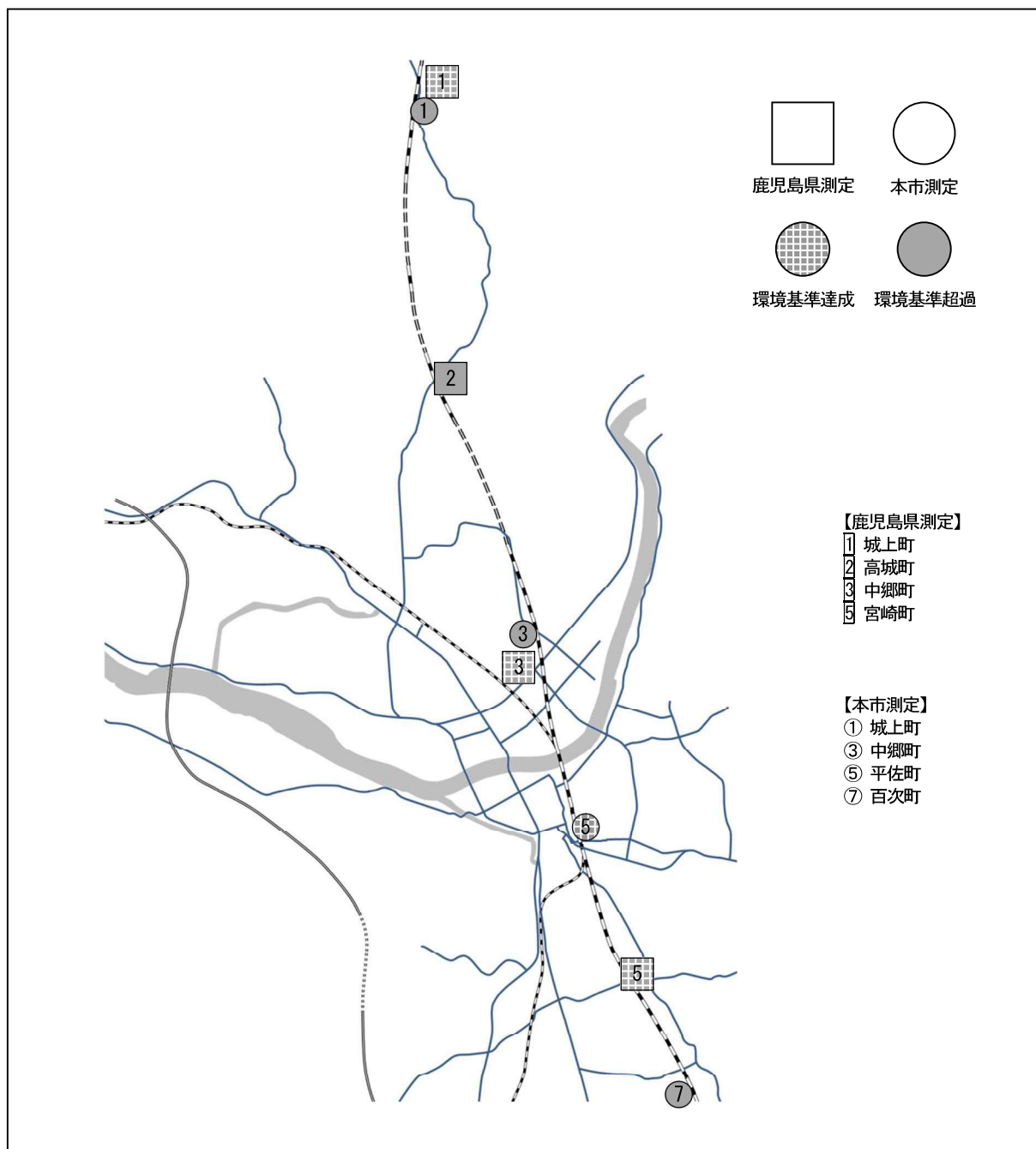
3 新幹線鉄道騒音・振動の監視

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値が定められています。〔➡資料 3-2〕

鹿児島県は令和 3 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 4 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は 75%でした。〔➡資料 3-15〕

また、本市においても令和 3 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 4 地点、振動 1 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は騒音で 25%、振動で 100%でした。〔➡資料 3-15〕

図表 3-12 新幹線騒音測定調査の状況



※振動測定箇所については、本市測定は③中郷町の騒音測定箇所と同一箇所であり、指針値以下でした。

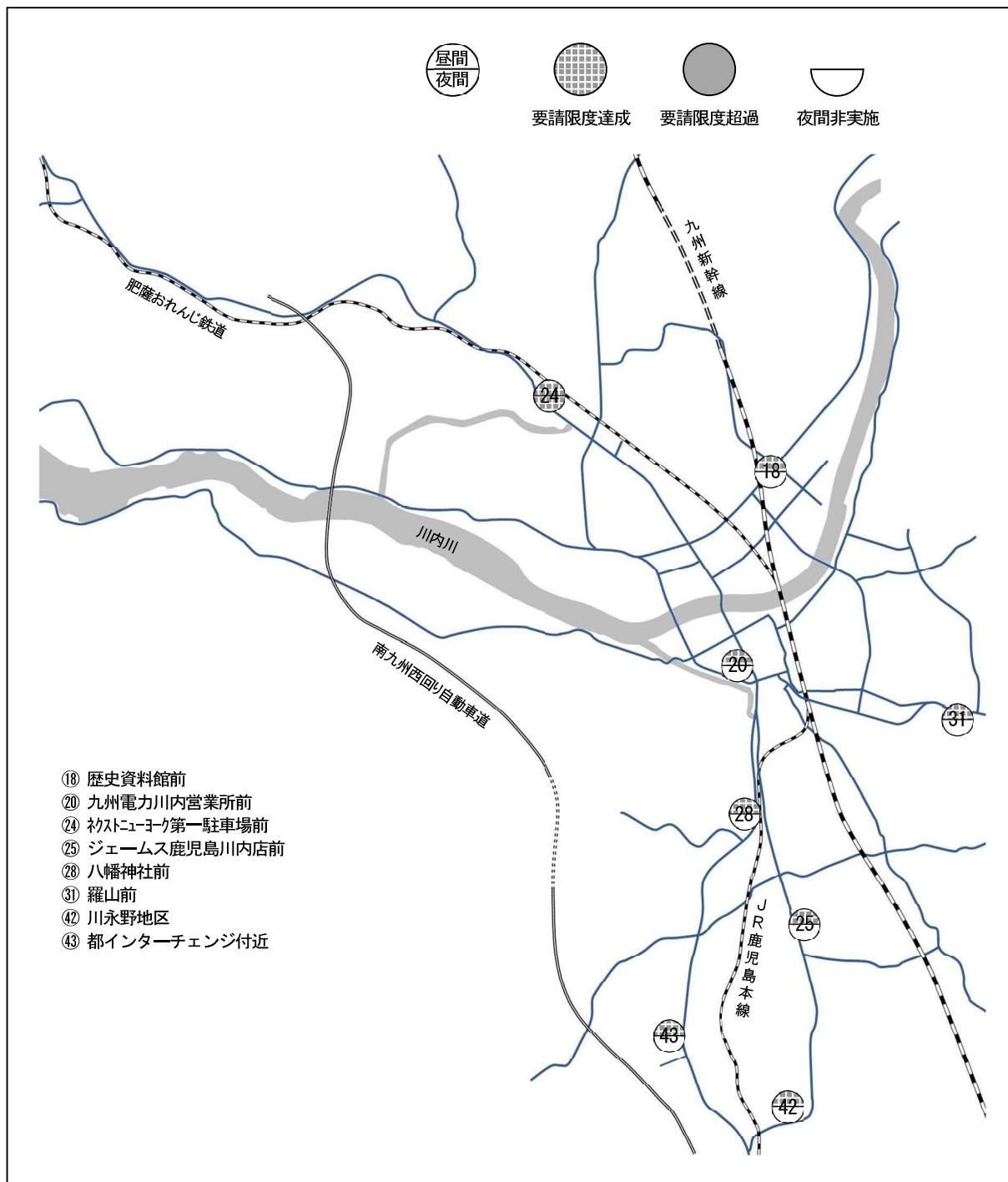
4 道路交通振動の監視

道路交通振動については、振動規制法により地域ごとにその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して、振動の対策等を要請できることになっています。〔➡資料3-11〕

道路交通振動は、市内14地点で調査を実施しており、うち3地点は毎年測定を行っていますが、残りの11地点については5地点と6地点に分け、1年おきに測定を行っています。

令和3年度は8地点で測定を実施しましたが、要請限度を超過する地点はみられませんでした。〔➡資料3-16〕

図表 3-13 道路交通振動調査の状況



5 発生源対策

(1) 騒音に係る規制

ア. 工場・事業場

騒音規制法に基づく特定施設及び薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する騒音について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔➡資料 3-3、3-17、3-20〕

イ. 建設作業

騒音規制法に基づく特定建設作業（特定の機器を使用する建設作業）を行う者は事前の届出義務があり、騒音の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔➡資料 3-4、3-19〕

ウ. 深夜営業、拡声機

鹿児島県公害防止条例及び薩摩川内市環境保全条例では、飲食店等の深夜営業に係る騒音の規制基準を定めており、苦情が発生した場合は県等と共同で調査を行い、騒音防止の指導を行います。

また、拡声機の使用に関しては、鹿児島県公害防止条例及び薩摩川内市環境保全条例により各種の制限があり、苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行います。

〔➡資料 3-6～3-8〕

(2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

ア. 工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する振動について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔➡資料 3-9、3-18、3-20〕

イ. 建設作業

振動規制法に基づく特定建設作業（特定の機器を使用する建設作業）を行う者は事前の届出義務があり、振動の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔➡資料 3-10、3-19〕

第3節 悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ、その感じ方は個人差があることから、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり、その刺激の強さと人間の嗅覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

1 悪臭の監視

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業などがあり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

令和3年度は、市内の4事業場について悪臭測定を行いました。その結果、これらの事業場について特定悪臭物質の規制基準の超過はみられませんでした。

〔➡資料 4-2～4-4〕

2 発生源対策

(1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり、本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け、昭和49年12月11日から規制が始まりました。

悪臭の規制は、悪臭防止法で定められた22物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが、他の公害規制と違い、特定の施設のみ適用されるのではなく、特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり、事前の届出は必要ありません。

また、悪臭防止法の改正により平成8年4月から、人間の嗅覚により臭いの程度を数値化する臭気指数による規制もできることとなっており、県内では、平成15年7月から鹿児島市が、平成22年4月から出水市、さつま町が、平成27年10月から霧島市がこの臭気指数による規制を行っています。

〔➡資料 4-1、4-6、4-7〕

(2) 条例に基づく規制

薩摩川内市環境保全条例では、著しく悪臭が発生するおそれのある要保全施設を設置する者について、事前に届出をさせるとともに、その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

〔➡資料 4-5〕

第4節 水環境

本市には九州屈指の大河川である川内川を中心として、この川内川に流れ込む数多くの中小河川が存在しています。市内の工場等から排出される事業場排水や一般家庭から発生する生活排水のほとんどは中小河川等を経てこの川内川に流入しています。

1 水環境の監視

環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており、県知事が必要な公共用水域ごとにその類型を指定します。

川内川中下流水域については、昭和46年に環境基準の類型が指定されました。この環境基準を達成維持するために、昭和48年に県条例により水質汚濁防止法による排水基準の上乗せ排水基準が設定され、事業場の排水規制が強化されました。

海域については、昭和53年に薩摩半島西部海域の環境基準の類型が指定され、川内港湾についても昭和57年に指定されました。

また、環境基準の類型指定がある川内川本流及び薩摩半島西部海域の7地点を、国土交通省、鹿児島県及び本市で調査を実施しています。

なお、類型指定のない中小河川及び湖沼についても本市で調査を行っており、さらに、有機塩素化合物による地下水汚染実態調査や、市内の主要工場及び事業所排水の水質調査も行っています。

〔資料5-1～5-2、5-4～5-7〕

(1) 河川

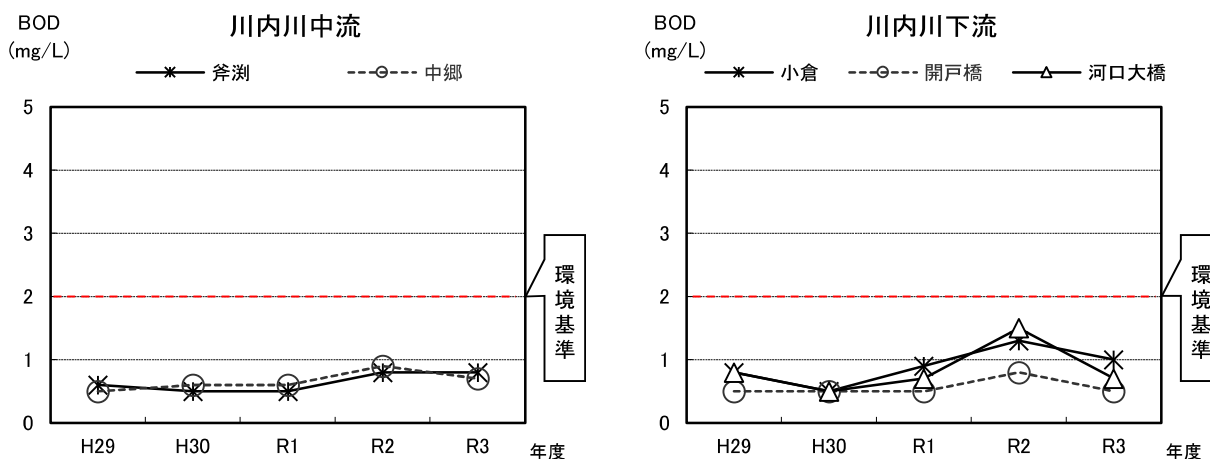
市内の河川水質は多少の変動はありますが、おおむね良好な状態が保たれています。

住宅密集地の中心を流れる春田川や銀杏木川は生活排水の影響を受け水質の悪化が問題になっていましたが、公共下水道の推進、小型合併処理浄化槽の普及、川内川からの導水事業による希釈浄化などにより、水質が改善されてきています。

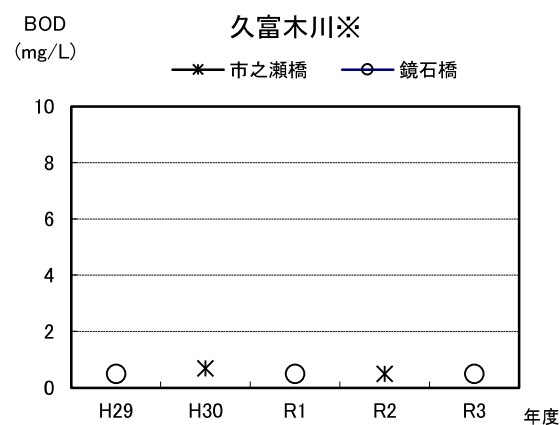
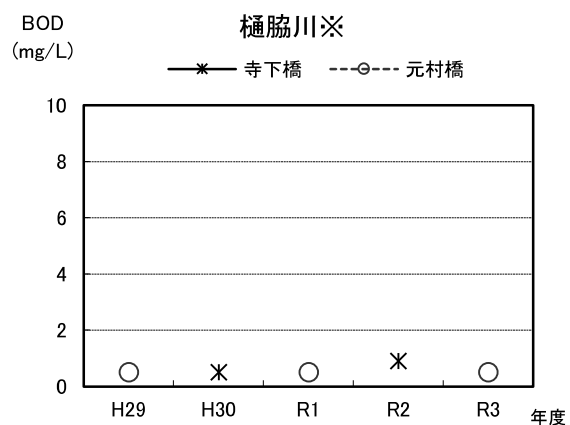
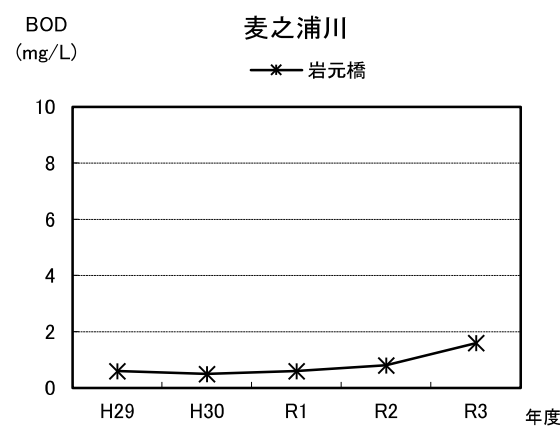
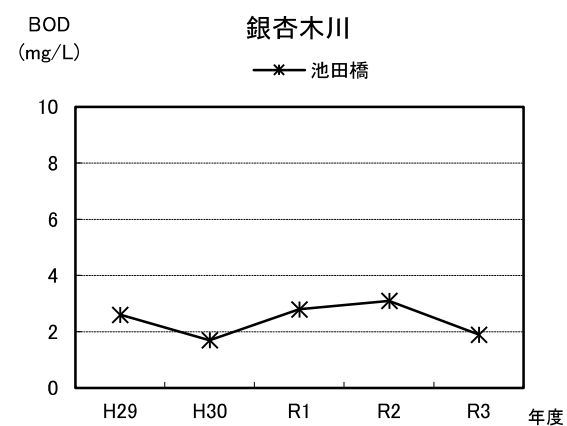
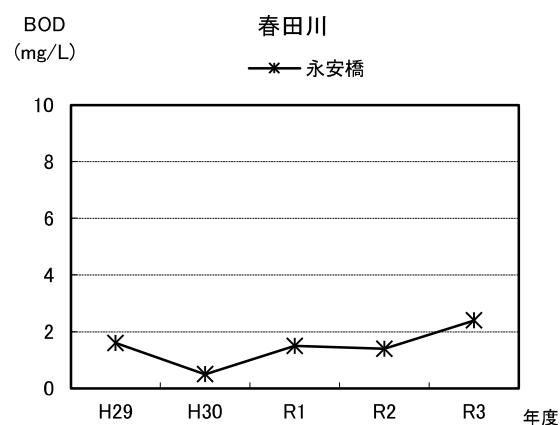
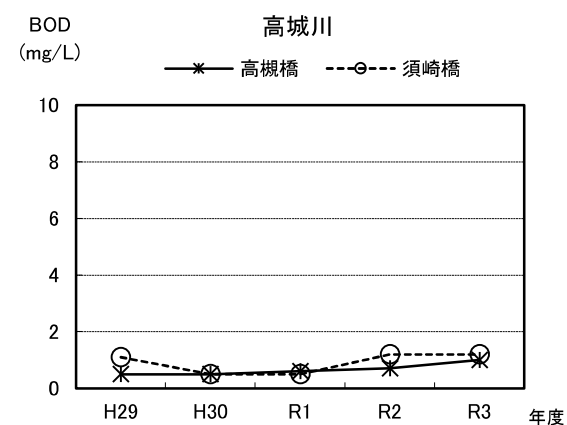
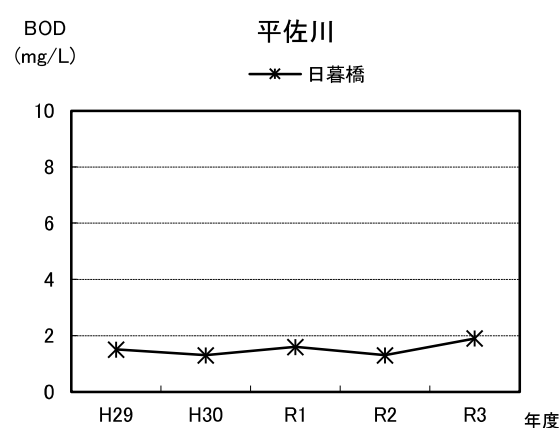
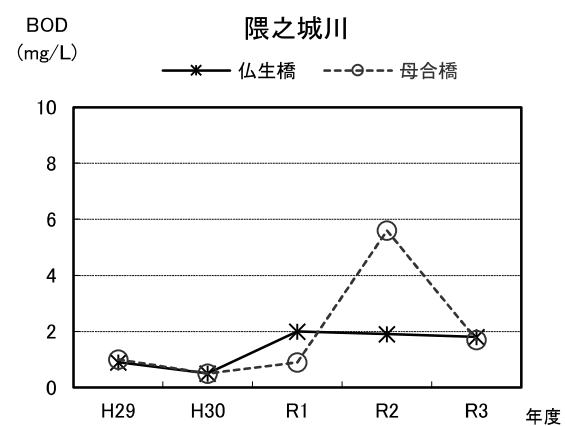
〔資料5-8、5-9、5-12～5-14〕

図表3-14 川内川の水質の経年変化

〔BOD（生物化学的酸素要求量）の75%値の推移〕



図表 3-15 中小河川の水質の経年変化
〔BOD（生物化学的酸素要求量）の75%値の推移〕



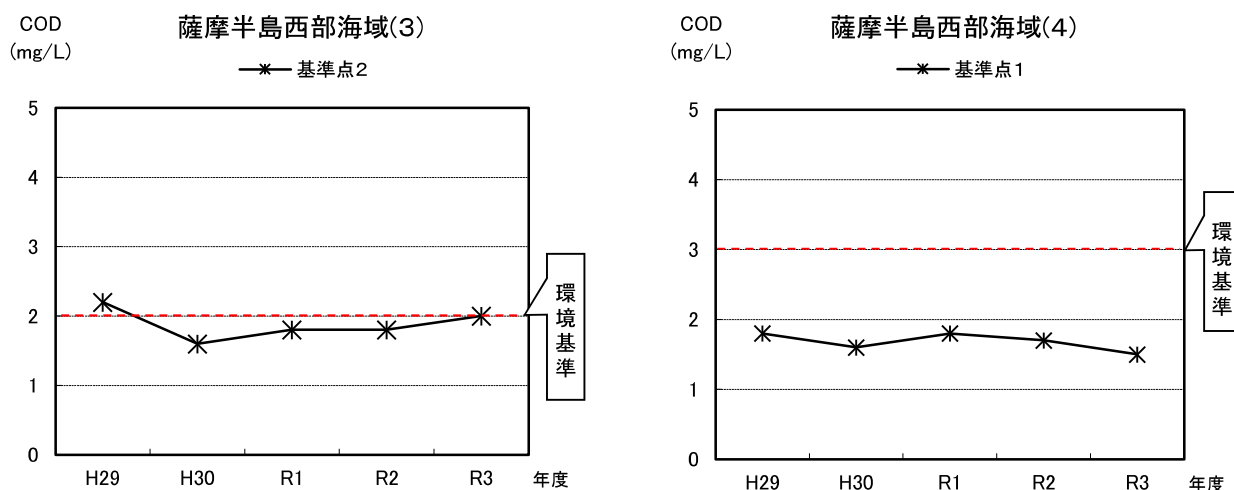
※平成23年度より、1ヵ所ずつ隔年での調査に変更。

(2) 海域

県の調査では、海域の水質は環境基準を超過している項目があるものの、おおむね環境基準を満足しており、良好な水質を維持しています。

〔資料 5-10〕

図表 3-16 海域の水質の経年変化
〔COD（化学的酸素要求量）の 75% 値の推移〕



基準点 1・・・川内川導流堤の北側

基準点 2・・・九州電力(株)川内原子力発電所の西方沖

(3) 湖沼

本市では、令和 3 年度に藺牟田池、須口池及び貝池の水質調査を実施しました。

今後も、継続的に水質調査を実施し、水質の監視に努めていきます。

〔資料 5-11〕

(4) 地下水

昭和 58 年 8 月に環境庁が公表した「昭和 57 年度地下水汚染実態調査」の中で、トリクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染が全国的に進行していることが明らかになりました。

本市においては、昭和 58 年度から昭和 61 年度までの地下水調査で、市街地にある大小路町と東向田町の一部で暫定基準を超える井戸が確認されました。このため、昭和 62 年度から周辺の井戸について継続調査を実施しています。

令和 3 年度は、川内地域の 2 井戸を対象に、トリクロロエチレン等有機塩素化合物 3 物質の調査を年 2 回実施しました。依然として地下水汚染は継続しているものの、環境基準を超過する井戸は確認されませんでした。これらの井戸の所有者には、市水道への切り替えや飲用禁止などの指導を行っています。

また、樋脇地域においては、平成 11 年 2 月、7 月、11 月に市比野の精密部品工場周辺の井戸 1 本から水道水質基準を超えるトリクロロエチレンが検出されたことから、検出井戸の飲用禁止、水道使用の指導を行っています。

令和 3 年度は、当該工場跡地周辺の 1 井戸について、トリクロロエチレン等有機塩素化合物 3 物質の調査を年 2 回実施しましたが、環境基準の超過は確認されませんでした。

〔資料 5-18〕

(5) 一般廃棄物最終処分場（木場茶屋、川内クリーンセンター）に係る排水

本市では、木場茶屋一般廃棄物最終処分場及び川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場からの排水に係る水質検査を毎年実施しています。

令和 3 年度における木場茶屋一般廃棄物最終処分場及び川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の排水水質測定結果は、いずれも排水基準値内、公害防止協定値内で推移しています。

また、それぞれの処分場の下流にある河川についても定期的に水質測定を実施しています。

今後も継続的に調査を行い、水質の常時監視に努めていきます。

〔➡資料 5-19～5-22〕

(6) 川内汚泥再生処理センターからの排水

本市では、川内汚泥再生処理センターからの排水に係る水質検査を毎月実施しています。

令和 3 年度における川内汚泥再生処理センターの排水水質測定結果は、いずれも排水基準値内、環境保全防止協定値内で推移しています。

今後も水質検査を定期的に行い、環境負荷の低減に努めていきます。

〔➡資料 5-23〕

2 発生源対策

水質汚濁防止法、鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設、薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置しようとする者は、事前の届出義務があり、排水について規制がされます。

また、工場・事業場を設置しようとする事業者には、事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行っています。

さらに、市内の主要な工場・事業場との間で環境保全協定（公害防止協定）を締結し排水の測定・報告を義務付けています。

なお、環境保全協定を締結している事業場や排水量の多い事業場については、本市で定期的に排水の調査を行っています。

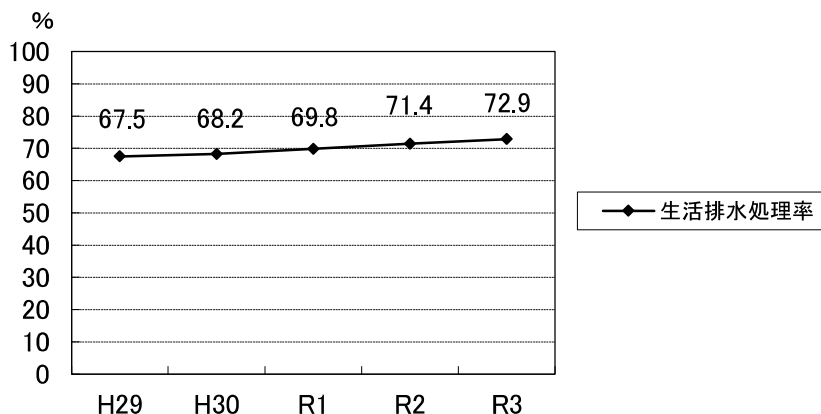
〔➡資料 5-15～5-17、5-24～5-26〕

3 生活排水対策

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、随時、公共下水道、農業集落排水等の他の事業との整合性を図りながら小型合併処理浄化槽の普及を推進しており、市内の生活排水処理率も年々上昇しています。

〔➡資料 5-27〕

図表 3-17 生活排水処理率の推移



第5節 ダイオキシン類

ダイオキシン類は金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など様々な発生源がありますが、日本の場合、9割は身の回りの廃棄物の焼却によって発生するとされています。ダイオキシン類は、動物実験で発ガン性等があるとの結果が出ており、人体への影響も指摘されています。

1 ダイオキシン類の監視

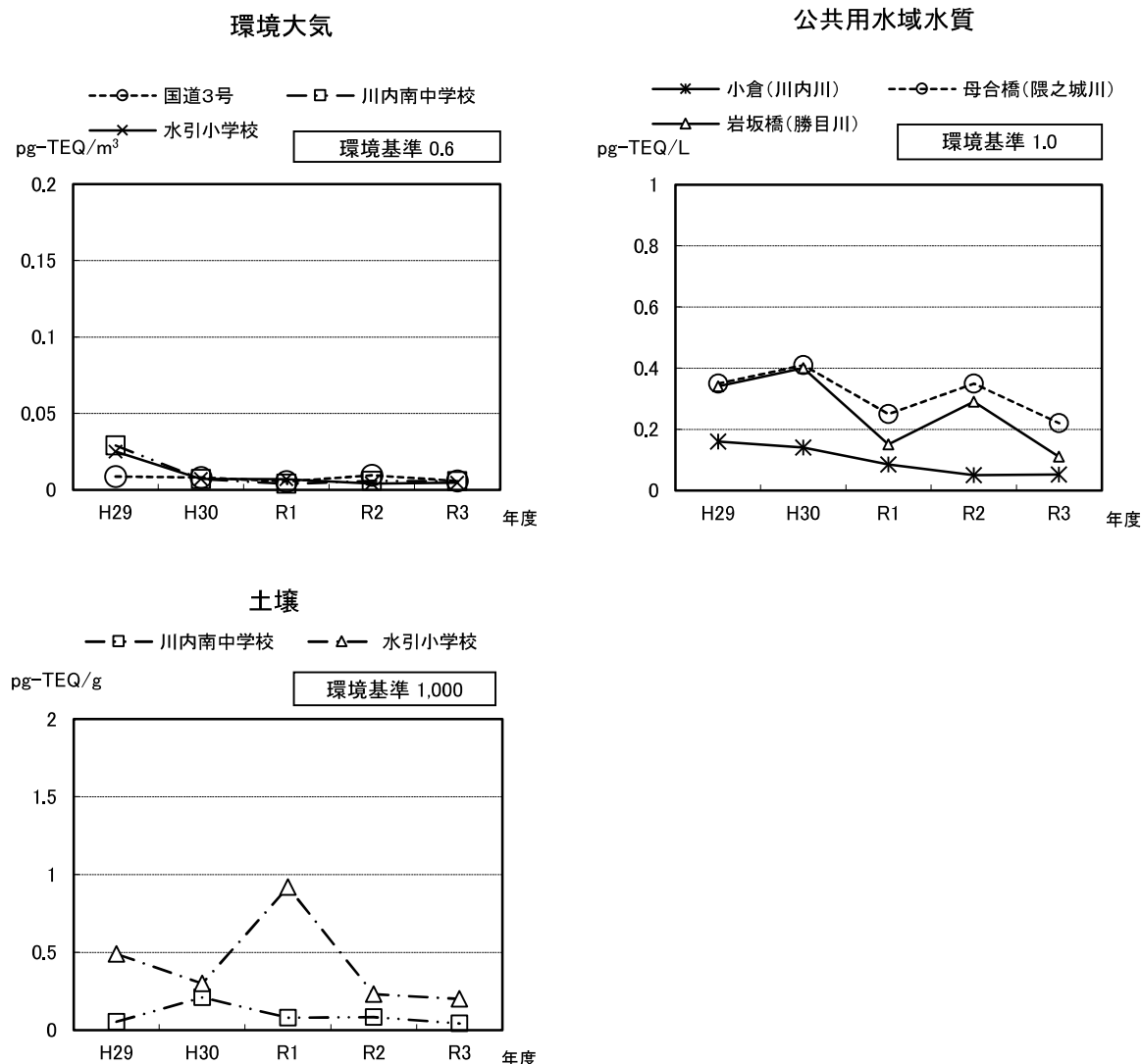
平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類が発生する施設について排出の規制が定められているほか、大気・水質・水底の底質・土壤に係る環境基準、耐容一日摂取量の設定などがされています。

本市では、市内の環境大気・公共用水域水質・土壤のダイオキシン類調査を行っています。

令和3年度は、環境大気の調査を3地点（うち1地点は県測定）、公共用水域水質の調査を3地点、土壤の調査を2地点で実施しましたが、いずれの地点も、環境基準を大幅に下回っていました。

〔資料6-1、6-3〕

図表 3-18 ダイオキシン類の環境測定状況



2 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、排ガスや排水等について規制がされます。

〔資料6-2〕

3 クリーンセンターの状況

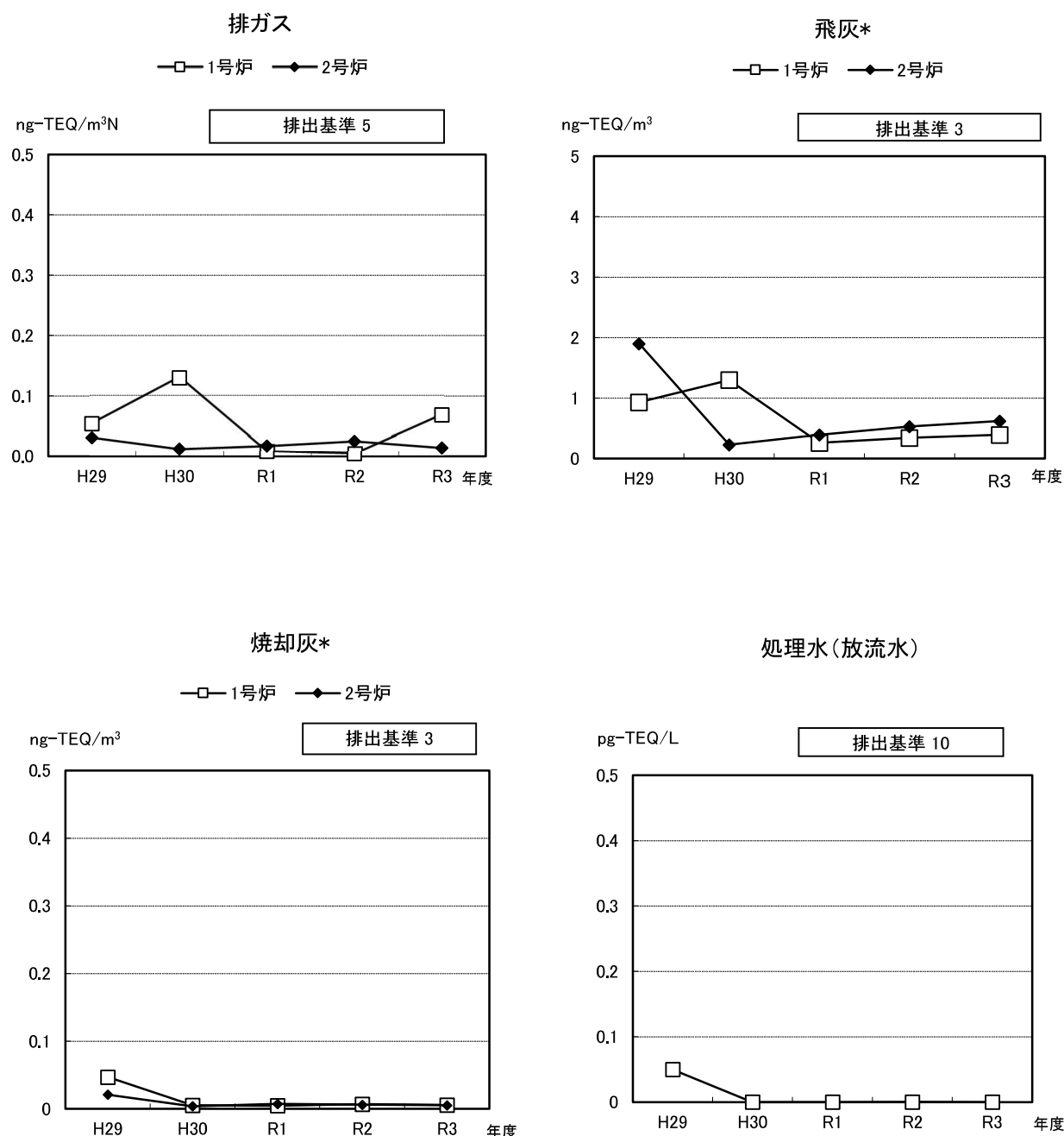
本市のクリーンセンターでは焼却炉の排ガス、焼却灰、飛灰、周辺の環境調査（大気・水質・土壌）及び最終処分場の処理水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を実施しています。

令和3年度の調査結果はいずれも排出基準値内、環境基準値内でした。

排ガスについては、平成14年12月から厳しい排出基準が適用されていますが、調査結果はこの基準値よりも低く、良好な値でした。

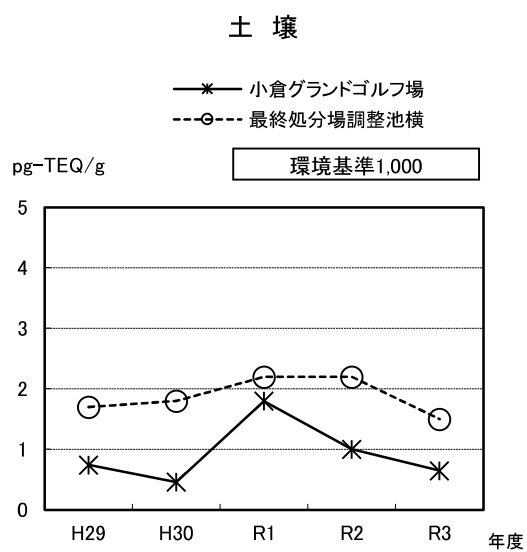
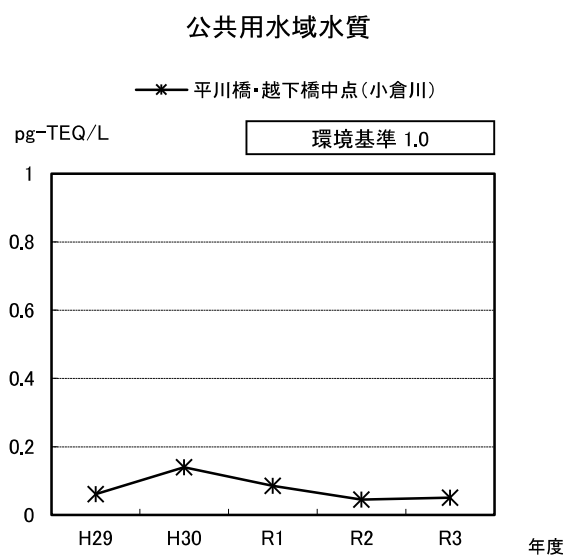
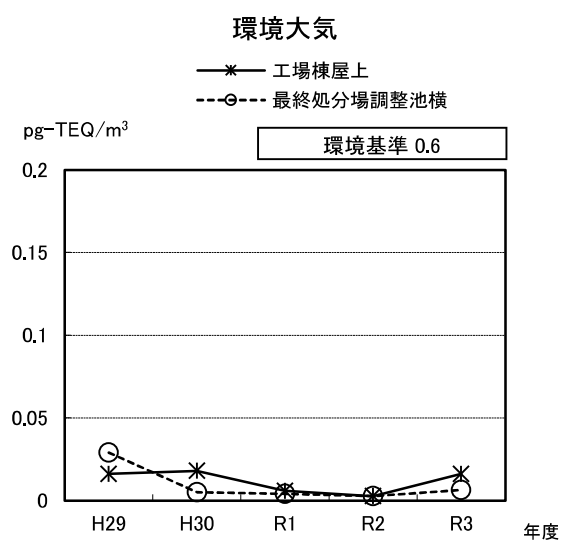
〔資料6-4〕

図表 3-19 川内クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度
※上甕島、下甕クリーンセンターは平成25年7月から焼却休止



*印については、平成12年1月14日以前に設置された施設で、セメント化、薬剤処理等を行っている施設については、飛灰、焼却灰の基準は適用されない。

図表 3-20 川内クリーンセンター周辺のダイオキシン類の濃度



第6節 廃棄物

本市のごみの減量化、資源化、分別方法、指定袋等については、合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。

なお、平成17年度から、ごみの分別収集の統一化を始めとした見直しを進めながら、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。

1 廃棄物処理の概要

一般廃棄物は、「薩摩川内市一般廃棄物処理計画」の内、毎年定める「ごみ処理実施計画」に基づき計画的に、収集・運搬、処理しています。

家庭系ごみの可燃、不燃ごみについては、指定袋方式により収集しており、指定袋に入らない粗大ごみについては、クリーンセンターへの直接搬入となっています。また、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者自らによるクリーンセンターへの直接搬入となっています。

図表3-21 一般廃棄物処理実施計画の概要

令和3年度

ごみの種類		収 集 ・ 運 搬				処 理		
		収集方法	収集回数		収集方式	処理方法	処理主体	処理施設
家庭系ごみ	可燃	・委託	週 2 回		ステーション方式 (指定ごみ袋)	焼却	薩摩川内市	川内クリーンセンター
	不燃	・委託	月 1 回			破碎選別		
	粗大	直接搬入・委託（甌島地域は不燃、粗大収集）						
	資源	・委託	月 1 ～ 2 回	(地域によっては、回数が違います)	ステーション方式	資源化	再生業者	各クリーンセンター 市内再生業者
事業系ごみ	可燃	事業者、許可業者による直接搬入				焼却	薩摩川内市	川内クリーンセンター
	不燃					破碎選別		
	資源					資源化	再生業者	各クリーンセンター 市内再生業者

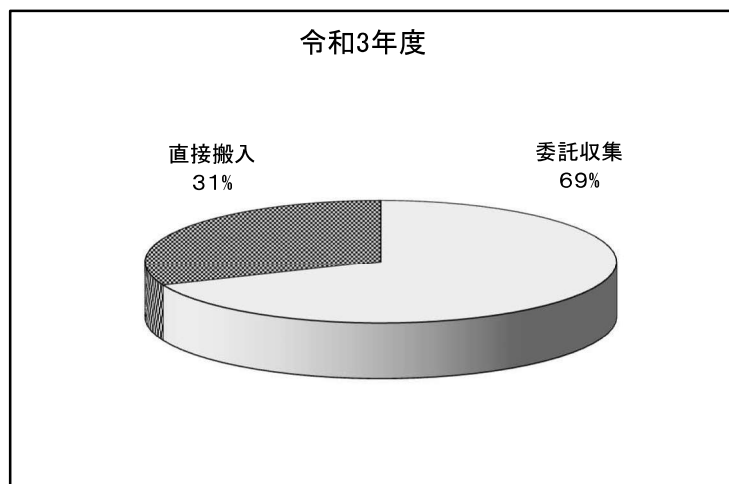
図表３－２２ 資源ごみの分別

令和３年度

地域		本土区域	甌島区域
分類			
紙 類	ダンボール	①ダ ン ボ ー ル	
	新聞紙・チラシ	②新 聞 紙 ・ チ ラ シ	
	雑誌	③雑 誌	
	その他紙・紙製容器	④そ の 他 紙 ・ 紙 製 容 器	
	紙パック	⑤飲 料 用 紙 パ ッ ク	
缶 類	スチール	⑥ス チ ー ル	
	アルミ	⑦ア ル ミ	
ビン類	茶色	⑧茶 色	
	無色	⑨無 色	
	その他	⑩そ の 他	
	生きびん	⑪生 き ビ ン	
ペットボトル		⑫ペ ッ ト ボ ト ル	
プラスチック (容器包装)	発泡スチロール	⑬白 色 ト レ イ 白色発泡スチロール	
	白色トレイ		
	その他	⑭プラスチック製容器包装	
その他		⑮乾電池（マンガン、アルカリ電池）	⑮ガス缶類 ⑯乾電池（マンガン、アルカリ電池）
搬 入 先		川内クリーンセンター	川内クリーンセンター 上甌島クリーンセンター 下甌島クリーンセンター

2 ごみの収集状況 [資料 7-1]

図表 3-2 3 ごみの収集量の割合（収集方法別）

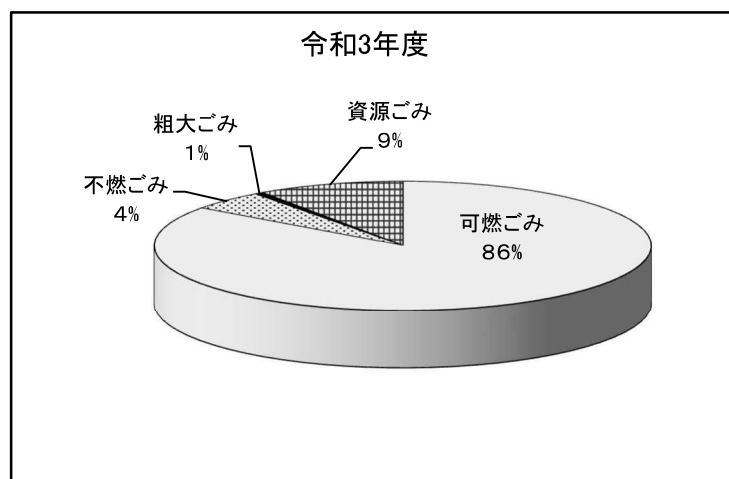


委託収集：19,572.34 t

直接搬入：8,600.82 t

合計：28,173.15 t

図表 3-2 4 ごみの収集量の割合（委託収集のごみの種類別）



可燃ごみ：16,783.08 t

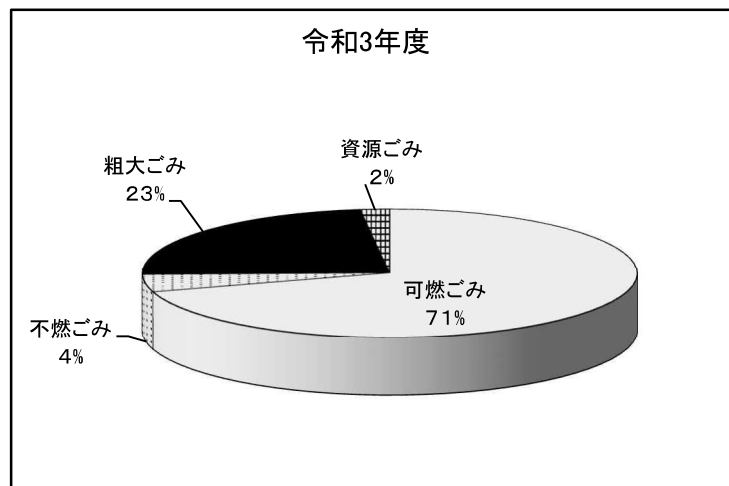
不燃ごみ：815.76 t

粗大ごみ：157.40 t

資源ごみ：1,816.11 t

合計：19,572.34 t

図表 3-2 5 ごみの収集量の割合（直接搬入のごみの種類別）



可燃ごみ：6,104.14 t

不燃ごみ：312.07 t

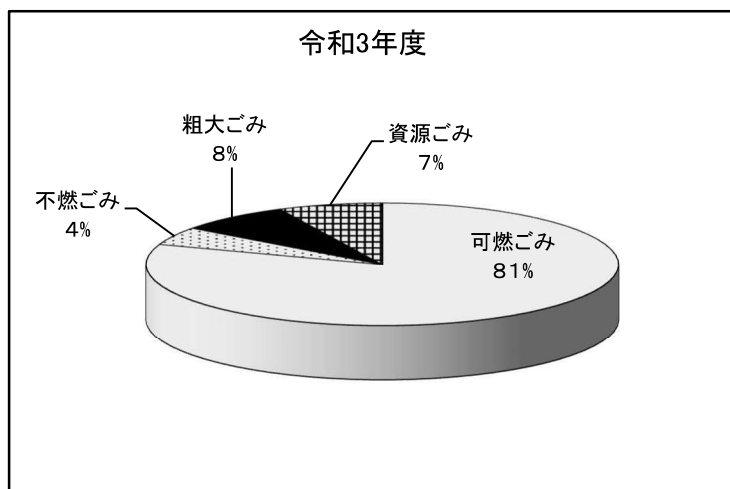
粗大ごみ：1,980.57 t

資源ごみ：204.04 t

合計：8,600.82 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

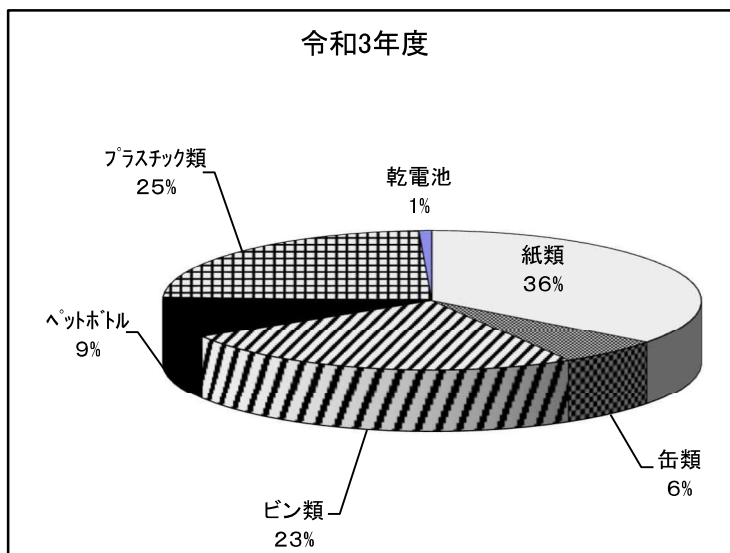
図表 3-2 6 ごみの収集量の割合（ごみの種類別）



可燃ごみ : 22,887.21 t
 不燃ごみ : 1,127.83 t
 粗大ごみ : 2,137.97 t
 資源ごみ : 2,020.15 t

合計 : 28,173.15 t

図表 3-2 7 ごみの収集量の割合（資源ごみの種類別）



紙 類 : 735.84 t
 缶 類 : 126.16 t
 ビ ン 類 : 471.18 t
 ペットボトル : 172.67 t
 プラスチック類 : 500.51 t
 乾電池 : 13.80 t

合計 : 2,020.15 t

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

3 ごみの減量化・資源化対策

(1) リサイクル推進員制度

本市では、リサイクル推進員を設置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会に対して補助を行っています。この事業を円滑に推進し、ごみの減量化・資源化を普及啓発するため、各自治会で1～数名、リサイクル推進員が活動しています。

なお、推進員を配置している自治会には、市からの補助を行っています。

(2) 補助制度

本市では、ごみ減量再資源化補助金制度を実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。

〔資料 7-2～7-3〕

図表 3-28 一般廃棄物集積場整備事業補助金の概要

(令和3年度)

種 類	対 象	補 助 額
可燃ごみ、不燃ごみ収集施設設置 (一坪未満のリサイクルステーションを含む。)	自治会	・新設：対象経費の相当額 (5万円を限度) ・補修：対象経費の2分の1 (3万円を限度)
リサイクルステーション設置	〃	・新設：対象経費の相当額 1坪タイプ：10万円を限度 1.5坪タイプ：13万円を限度 2坪タイプ：15万円を限度 ・移設・補修：対象経費の2分の1 (3万円を限度)

※移設は1施設に1回限り。

ただし新設の際に補助を受けた場合は、3年を経過したもの。

図表 3-29 資源ごみステーション管理運営事業補助金の概要

(令和3年度)

種 類	対 象	補 助 額
リサイクル推進員	自治会	全地域・・・1人につき月額1,250円

図表 3-30 生ごみ処理機器購入補助金の概要

(令和3年度)

種 類	対 象	補 助 額
生ごみ処理機器	生ごみ処理機器の購入者	全地域・・・購入金額の2分の1(2万円を限度)

図表 3-3 1 地区コミ分別収集報奨金の概要

(令和 3 年度)

種 類	対 象	報 奨 金 額 (単位: 円)					
ごみの減量 化、資源化の 推進	地区コミュニ ティ協議会	地域名	コミ協名		地域名	コミ協名	
		川内	1 亀山	415,000	東郷	1 斧渚	257,000
			2 可愛	769,000		2 南瀬	44,000
			3 育英	322,000		3 山田	38,000
			4 川内	579,000		4 鳥丸	43,000
			5 平佐西	877,000		5 藤川	29,000
			6 平佐東	99,000	東郷 計	5	411,000
			7 隈之城	788,000	祁答院	1 黒木	55,000
			8 永利	347,000		2 上手	55,000
			9 水引	260,000		3 大村	62,000
			10 峰山	135,000		4 轟	25,000
			11 滄浪	24,000		5 蘭牟田	79,000
			12 寄田	26,000	祁答院 計	5	276,000
			13 八幡	117,000	里	1 里	229,000
			14 高来	165,000	里 計	1	229,000
			15 城上	91,000	上甌	1 上甌	195,000
			16 陽成	73,000	上甌 計	1	195,000
			17 吉川	29,000	下甌	1 手打	142,000
			18 湯田	57,000		2 子岳	35,000
			19 西方	41,000		3 西山	30,000
		川内 計	19	5,214,000		4 内川内	6,000
		樋脇	1 樋脇	263,000		5 長浜	162,000
			2 藤本	23,000		6 青瀬	42,000
			3 野下	17,000	下甌 計	6	417,000
			4 市比野	264,000	鹿島	1 鹿島	85,000
			5 倉野	25,000	鹿島 計	1	85,000
		樋脇 計	5	592,000	合 計	48	7,830,000
		入来	1 副田	183,000			
			2 清色	122,000			
			3 朝陽	46,000			
			4 大馬越	48,000			
			5 八重	12,000			
		入来 計	5	411,000			

※ 分別収集した資源ごみに係る売払金等の相当分を地区コミュニティ協議会に報奨金として還元しています。

第7節 自然保護

本市は、国定公園に指定されている甌島や県立自然公園に指定されている川内川流域、藺牟田池等、豊かな自然環境に恵まれています。川内川流域には多くの生物が生息し、藺牟田池には国内希少野生動植物種のベッコウトンボが生息し、寄田、唐浜、手打、青瀬などの海岸にはウミガメが上陸します。

また、甌島の貝池には古生代から生き残っている世界的にも珍しいクロマチウムというバクテリアが生息しています。

1 自然公園

本市には、国定公園が1箇所、県立自然公園が2箇所あり、それぞれ県が保護・管理を行っています。なお、国定公園、県立自然公園内では一定の行為を行う場合は届出・許可が必要となっています。

図表 3-32 県立自然公園

(単位：ha)

	指 定 年月日	特 別 地 域					普 通 地 域	合 計	海 域 公 園
		特 保	第1種	第2種	第3種	計			
甌 島 国 定 公 園	H27. 3. 16	86.0	795.0	1,498.0	3,010.0	5,389.0	18,586.0	23,975.0	6,759.7
		86.0	795.0	1,498.0	3,010.0	5,389.0	18,586.0	23,975.0	6,759.7
藺 牟 田 池 県立自然公園	S28. 3. 31	0.0	0.0	187.5	0.0	187.5	3,750.2	3,937.7	0.0
		0.0	0.0	153.0	0.0	153.0	2,987.2	3,140.2	0.0
川 内 川 流 域 県立自然公園	S39. 4. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,571.0	6,571.0	0.0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,398.4	1,398.4	0.0
合 計		86.0	795.0	1,685.5	3,010.0	5,576.5	28,907.2	34,483.7	6,759.7
		86.0	795.0	1,651.0	3,010.0	5,542.0	22,971.6	28,513.6	6,759.7

※上段は各公園の全体面積、下段に薩摩川内市域面積を再掲

※甌島国定公園普通地域は、陸域58ha、海域18,528haの合計

2 藺牟田池

藺牟田池は国内希少野生動植物種に指定され、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されているベッコウトンボが安定的に生息する地として平成8年にベッコウトンボ生息地保護区に指定されました。

また、世界的に重要な湿地として、平成17年11月にラムサール条約の登録湿地になりました。

そこで、このような貴重な生態系を保全するため、藺牟田池においてブラックバス、ブルーギル等の外来魚の再放流を禁止する条例を平成18年7月1日に施行し、同年に外来魚回収ボックスを設置しました。

図表 3-33 外来魚回収ボックスの回収実績 (単位：匹)

	ブラックバス	ブルーギル	その他	合 計
令和3年度	72	16,315	29	16,416
令和2年度	60	6,939	25	7,024
令和元年度	102	5,847	25	5,974
平成30年度	103	6,550	23	6,676
平成29年度	73	4,293	14	4,380

3 鳥獣保護

鳥獣の保護増殖を目的に、鳥獣保護区が指定されています。本市には、鳥獣保護区が8箇所設定されています。

図表 3-34 鳥獣保護区 (R3.4.1 現在)

保護区	面積 (ha)	設定年	存続期間	備考
新田神社	30	1964 (昭和 39)	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	県指定
中郷池周辺	117	1973 (昭和 48)	平成 25 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日	〃
清浦ダム	12	1974 (昭和 49)	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	〃
丸山公園	55	1978 (昭和 53)	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日	〃
寺山	319	1987 (昭和 62)	平成 29 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日	〃
滝の山	95	1989 (平成 元)	令和元年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日	〃
鹿島	390	1989 (平成 元)	令和元年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日	〃
鹿島南	478	1994 (平成 6)	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	〃

4 ウミガメ保護

鹿児島県では貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため、昭和 63 年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護対策を講じています。本市でも、監視員による保護をはじめとして啓発活動に取り組んでいます。

図表 3-35 ウミガメの上陸確認頭数

	薩摩川内市					鹿児島県
	川内地域	里地域	上甑地域	下甑地域	市全体	
令和3年度	14	0	0	1	15	2,714
令和2年度	12	0	0	2	14	3,640
令和元年度	16	0	0	2	18	2,161
平成30年度	17	0	0	1	18	2,731
平成29年度	23	0	0	1	24	5,179

第8節 環境衛生

1 衛生害虫駆除

近年、居住環境の整備や衛生意識の向上により、衛生害虫による疾病の媒介は減少しています。

しかし、一方では住宅構造や住民意識の変化により、屋内塵性ダニによるアレルギー性疾患、刺咬症など各種の不快害虫の発生など新たな問題も生じています。

2 墓地

本市が管理している墓地は、川内芸ノ尾第1墓地等8箇所あり、安全対策等の環境整備を図っています。平成18年9月からは、指定管理者が施設の管理を代行しています。

また、共同墓地（集落共有墓地）については、特別災害復旧補助制度を設け、自然災害による墓地復旧工事及び墓地移転に対し補助金を交付しています。〔➡資料8-1～8-2〕

図表 3-36 市営墓地の概要

墓 地 名	区 画	指 定 管 理 者
川内芸ノ尾第1墓地	325区画	株式会社 誠建設
川内芸ノ尾第2墓地	200区画	
入来向山墓地	90区画	
里 藺 上 墓 地	249区画	株式会社 水建システム
里 藺 下 墓 地	179区画	
里 観 農 墓 地	271区画	
里 寺 山 墓 地	51区画	
鹿島小牟田墓地	84区画	鹿島南自治会

3 葬斎場

本市内には、4箇所の葬斎場があり、計画的に施設の適切な維持管理を行っています。

また、平成18年9月から指定管理者が施設の管理を代行しています。〔➡資料8-3〕

図表 3-37 薩摩川内市内の葬斎場の概要

名 称	川内葬斎場やすらぎ苑	上甕島葬斎場	下甕葬斎場	鹿島葬斎場
所 在 地	国分寺町6669番地30	里町里2477番地	下甕町青瀬278番地	鹿島町藺牟田3322番地
供用開始	昭和60年4月	昭和58年4月	昭和53年4月	平成2年4月
敷地面積	15,220.13㎡	2,176㎡	1,410.58㎡	578.58㎡
建築面積	1,356.43㎡	218㎡	105.65㎡	287.4㎡
炉設備	火葬炉6基(うち1基汚物炉)	火葬炉2基	火葬炉1基	火葬炉1基
事業費	608,816千円	90,034千円	28,572千円	67,877千円
指定管理者	株式会社 誠建設	里葬祭	こもれ日の郷	有限会社 鹿島土木

※指定管理者は、令和3年4月1日現在

4 狂犬病予防対策

本市では、狂犬病予防法第5条に基づき、毎年、薩摩地区獣医師会との連携のもとで、狂犬病予防のために集合注射を実施しています。

令和3年度における本市の狂犬病予防注射接種率は、75.10%（接種頭数3,037／登録頭数4,044）であり、令和2年度と比較して、6.23%上昇しています。〔➡資料8-4〕

近年は全国的に接種率が低下傾向にありますが、本市では、接種率向上のためにホームページや広報紙等により普及啓発を行っています。

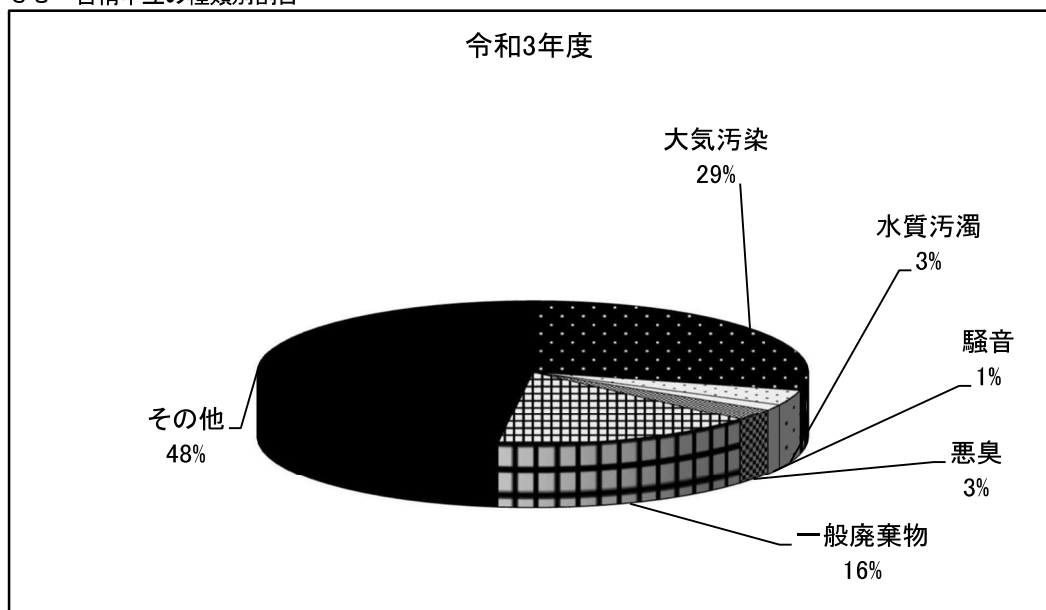
第9節 苦情処理

令和3年度は、合計で148件の苦情が寄せられています。

〔資料9-1〕

- ➡ 一般廃棄物に係る苦情は、不法投棄がほとんどです。
- ➡ 大気に係る苦情は、野焼きなどの焼却行為によるものがほとんどです。
- ➡ 騒音に係る苦情は、工場、建設作業から発生するものや近隣騒音があります。
- ➡ 悪臭の苦情は、田畑への堆肥散布、畜産施設によるものなどが主なものとなっていますが、側溝によるものもあります。
- ➡ 水質の苦情は、規制を伴わないもの（未規制事業所等）が主なものとなっています。
- ➡ その他の苦情は主に雑草繁茂など空地管理の問題がほとんどです。

図表 3-38 苦情申立の種別別割合



図表 3-39 苦情申立の発生源別割合

